

# 訴 状

2007（平成19）年5月11日

大阪地方裁判所 御 中

原告ら訴訟代理人

(省略)

当事者の表示－別紙当事者目録のとおり

行政文書不開示決定処分取消等請求事件

訴 額 1,640,000円

貼用印紙額 14,000円

## 請 求 の 趣 旨

- 1 原告らの総務大臣に対する、松岡利勝大臣の資金管理団体「新世紀政経懇話会」の2006年分の政治資金収支報告書の開示請求に対し、総務大臣が開示決定を行わない旨の処分を取り消す。
- 2 被告は、原告らに対しそれぞれ金1万円を支払え。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

### (第1項の予備的請求の趣旨)

原告らの総務大臣に対する、松岡利勝大臣の資金管理団体「新世紀政経懇話会」の2006年分の政治資金収支報告書の開示請求に対し、総務大臣が開示決定を行わないことが違法であることを確認する。

## 請 求 の 原 因

### はじめに

原告らは2007年4月3日、松岡利勝大臣の資金管理団体「新世紀政経懇話会」(以下本件政治団体という)の2002年から2005年分までの政治資金収支報告書のうち、「光熱水費」の総額記載が虚偽であるとして東京地検に同大臣とその会計責任者を刑事告発した(甲1号証)。

原告らは、同政治団体の2006年分の当該団体の政治資金収支報告書(以下単に本件開示対象文書という)を知って、速やかに、その告発内容を補充あるいは追加の告発をしたいと考えて本件情報公開請求をした。しかし、本件政治団体の光熱水費の総額さえ閲覧できずその内容を知ることができない。このような国会議員の収支報告書を直ちに開示しないことを決めた本件法律改正が国民の知る権利を侵害している。

よって、このような国会議員の収支を直ちに開示しないことを定めた本件法律改正が憲法違反であるので、その不開示処分の取消し又はその違法確認を求める次第である。

## 1 情報公開請求と開示決定

- (1) 原告らは、総務大臣に対し、2007年（平成19年）4月5日から順次、本件対象文書の開示を請求した（甲2号証）。
- (2) 総務大臣は、2007年（平成19年）4月25日付で本件対象文書の開示決定を行わない旨の処分を行い、その旨原告らに対し、2007年5月7日に処分・通知した（甲3号証）。
- (3) 上記処分・通知によると、2006年12月に政治資金規正法を改正（以下、「本件法律改正」という。）をしたからであるという。

（収支報告書等に係る情報の公開）

第20条の3 第12条第1項・・・の規定による報告書又はこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面（以下この条において「収支報告書等」という。）で第20条1項の規定により当該報告書の要旨が公表される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第3条の規定による開示の請求があつた場合においては、当該要旨が公表される日前は同法第9条第1項の決定を行わない。

2 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第10条第1項中「開示請求があつた日から30日以内」とあるのは「政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定により要旨が公表された日から同日後30日を経過する日までの間」と、同法第11条中「開示請求があつた日から60日以内」とあるのは「政治資金規正法第20条第1項の規定により要旨が公表された日から同日後60日を経過する日までの間」とする。

3 都道府県は、第1項の規定の例により、収支報告書等に係る情報の開示を行うものとする。

## 2 本件法律改正ならびにそれによる本件処分・通知は憲法違反である

- (1) 政治とカネに関する情報は、必要なときに必要な情報を随時開示することが民主主義の基本である。

政治家とカネの透明性の問題は民主主義の基本である。とりわけ国会議員のカネの疑惑や不透明な事実がある場合に直ちに、国民にその情報を開示し、その最終判断は主権者である国民に判断させることが国民主権である。そのために、国民に、必要なときに必要な情報が随時に開示させねばならない。国民に知る権利が憲法上保障されているのはこのためである。それをさせない法律、処分は国民の知る権利を侵害する。

しかるに、本件法律改正ならびにこの法律改正による本件対象文書の不開示処分・通知は、必要なときに必要な情報を随時開示するという民主主義の根本に違反し、国民の「知る権利」を侵害する。

- (2) 情報開示請求権としての「知る権利」を侵害している。

① 憲法 21 条は、「知る自由」としての「知る権利」だけでなく、情報開示請求権としての「知る権利」も保障している。

② 国家、自治体に、さまざまな情報、それも国民生活にとって重要な情報が収集される。国家、自治体がこれらの情報を国民に情報を流さなくなると、国民は十分に情報を受け取ることも収集することもできなくなった。そこで、情報の受け手の側の「情報を受け取る自由」や「情報を集める自由」が十分に保障されるように、「知る権利」という情報開示請求権が保障されていると解釈されるようになった。それゆえ、情報開示請求権としての「知る権利」は、「新しい人権」と言われてきたが、憲法第 21 条の表現の自由に内在している憲法上の人権として認められてきた。

③ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）は、「知る権利」を文言上明記していないものの、実質的には「行政文書の開示を請求する権利」（第 1 条）、行政文書の

「開示請求権」（第3条）として具体化していると解すべきである。また、政治資金規正法も、「知る権利を明記してはいないものの、「国民の不断の監視と批判」（第1条）を期待していることから判断して、それは、同法が国民の「知る権利」を具体的に保障していることを意味していると解釈されている。

- ④ 何故なら、国家や地方自治体など公権力は、いわゆる情報公開や政治資金規正法などを制定または改正するときには、憲法が保障している「知る権利」を侵害してはならないだけでなく、十分に保障しなければならないという憲法上の義務が課されている。
  - ⑤ しかし、本件改正は、情報開示請求に対して開示決定時期を遅らせるものであり、その限りで、憲法第21条が保障する情報開示請求権としての「知る権利」を十分に保障せず、侵害する。
- (3) 本件法律改正のための正当な立法理由は不存在であり、立法裁量を逸脱している違法、無効な法律である。

- ① 国会は立法の制定・改正には広範な裁量権を有している。しかし、法律の制定・改正に関しても、当該改正を行うために必要で、かつ前提となる、正当な立法理由が存在しなければならない。そのような実質理由が不存在又は極めて希薄であるのに、国会議員が自己の都合の良いように、立法の制定・改正をすることは立法府に許された裁量権の逸脱でありそのような法律の制定・改正は違法、無効な法律となる。
- ② 原告の一人が、本件法律改正前に、政治資金収支報告書の開示請求に対して不開示決定したことにつきその取消を求めた。これに対して、大阪地方裁判所判決（2006年8月10日）は、以下のように、国の主張をことごとく退け非開示処分取消しを命じた。

「収支報告書は、政治団体の会計責任者が総務大臣等に提出した時点ですでに完成された文書であり、31条審査によって是正され得るのが形式的な不備

等に限られることに照らせば、その審査終了前に収支報告書が公開されたことにより、被告が主張するような不備のある報告書（例えば、提出すべき様式の一部が提出されていないもの）が国民の目に触れたとしても、通常、それを読んだ国民が当該政治団体の収支や活動について誤った印象を持つという事態は考えにくい。また、上記のような形式上の不備等がある収支報告書が公開されたとしても、それに接する国民は、それが 31 条審査未了のものであり、今後形式上の不備等が是正され得ることを前提に、その報告書を読むと考えられるため、被告が危惧する事態が生じることは、なおさら考え難い。／しかも、その後、上記審査を経て訂正された収支報告書の要旨が官報等によって公表され、これが閲覧に供されれば、その時点で上記不正確な情報は是正されるのであるし、上記審査前後の収支報告書に接する国民は、両者の記載を比べることにより、その政治団体の会計責任者が、不備のある収支報告書を提出したのか、不備のない収支報告書を提出したのかなど、当該政治団体の活動の一部である収支報告書の作成に対する姿勢も、併せて知ることができるのである。そして、この点を含め、形式的な不備がある状態で収支報告書が公開されたことによる不利益ないし責任は、そのような収支報告書を作成し、提出した会計担当者が属する当該政治団体が負えば足りる。／これらの点に加え、収支公開制度が、政治団体の機能の重要性等にかんがみ、その政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするためのものであり（政治資金規正法 1 条）、政治団体が作成した収支報告書を速やかに公開することが同法の上記趣旨に合致すると考えられることをも考慮すれば、仮に 31 条審査終了前の時点で収支報告書が公開されたことにより、当該政治団体の収支について形式的な不備のあるままの状態が公開されたとしても、これによって、同法の定める収支公開事務の適正な遂行に実質的な支障が生じるとは認められない。／実際、少なくとも 18 の府県において、同法 20 条 2 項に基づく府県の公報による公表前でも当該府県の情報公開条例ないしこれに類する条例に基づく公開請求に応ずる

こととしている(……)が、かかる公表前における収支報告書の公開によって、被告が主張するような支障が生じたことをうかがわせる証拠はまったくない。」(「/」は改行を意味する。)

- ③ 以上のとおり、国会議員らの3月末までに提出される政治資金収支報告書をあえて9月まで開示しないことについて正当な理由が不存在である。にも関わらず、正当な理由もなく、改正した本件法律の改正は国会に許された裁量権を逸脱している違法、無効な法律である。

(4) 本件法律改正は、情報公開法、政治資金規正法の趣旨とも矛盾する。

- ① 情報公開法は、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」と規定し(第1条)、「行政文書の開示義務」を規定している(第5条)。
- ② 政治資金規正法は、その第1条で、「議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の接受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。」とし、第2条で、「政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない。」(第1項)「政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない。」(第2項)と規定している。

③ 以上から見ても、本件法律改正は、情報公開法、政治資金規正法の趣旨とも矛盾する。情報開示請求に対して開示決定時期を遅らせるものであり、その限りで、民主主義に必要不可欠である、国民の監視と批判の機会を保障せず奪い、ひいては国民の信頼を得るものとは言えず、むしろ国民の信頼を喪失させるものである。

### 3 本件開示請求文書の開示の必要性と緊急性

#### (1) 告発の補充又は追加告発の必要性と緊急性

原告らは前記の通り、本件政治資金団体の収支報告書のうち、「光熱水費」の総額記載が虚偽であるとして東京地検に刑事告発した。

本件政治団体は2007年3月末に2006年1月から12月までの光熱水費の総額に関する収支報告書を総務大臣に提出している。もし、他の国会議員のようにゼロであるなら、前記4年分の記載が虚偽記載であったことを裏付ける。

他方同じように500万円も支出したとすれば、追加告発をする予定である。

(2) 本通常国会において政治資金の事務所費の領収書の添付に関する法律改正案が審議されようとしている。松岡大臣の収支報告書の記載がこの法案の審議の契機になる以上、この収支報告書が開示されて審議する必要がある。ましてこの国会が6月に閉会となる。従って、緊急に開示される必要がある。

また、この7月に参議院選挙が行なわれる。政治とカネが有権者の重要な関心事である以上、この選挙前にも開示され、主権者である、国民に真実の情報が開示されるべきである

(3) 以上のとおり、今年の9月に同団体の政治資金収支報告書が開示されても、主権者の国民の知る権利を侵害することになる。

### 4 損害賠償請求

総務大臣は上記違法、不当な処分をしたので、原告らの知る権利が侵害され、この精神的苦痛は金銭に換算すると金1万円が相当である

よって、被告は国家賠償法に基づき原告らに各1万円を支払う義務がある。



## 5 予備的請求

原告に対する総務大臣の本件処分に「処分性」が仮にないとしても、本件開示処分を行なわないことが憲法違反であるので、その違法確認が必要である。

6 よって請求の趣旨（予備的請求の趣旨）のとおり請求する次第である。

以上

## 証 拠 書 類

- |         |                     |
|---------|---------------------|
| 1、甲第1号証 | 告発状                 |
| 2、甲第2号証 | 行政文書開示請求書           |
| 3、甲第3号証 | 平成19年4月25日付不開示決定通知書 |
| 4、甲第4号証 | 大阪地裁判決              |

## 添 付 書 類

- 1、甲号証（写し）
- 2、訴訟委任状

# 当 事 者 目 録

(省略)

上記原告ら訴訟代理人 ー 別紙代理人目録のとおり

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

被 告 国

代表者法務大臣 長 勢 甚 遠

〒100-8926 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番2号

処分行政庁総務大臣 菅 義 偉

## 代理人目錄

(省略)